



福岡医発第 3090 号（地）

平成 31 年 2 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

平成30年度介護報酬改定に係るQ & Aのご案内について（平成31年 2 月 5 日付）

平成30年 4 月 1 日施行の介護報酬改定に係る省令、告示、通知につきましては、「平成30年 4 月 介護報酬等改定に関する省令、告示、通知等について（ご案内）」（平成30年 4 月 4 日付福岡医発第69号（地））等にてご連絡申し上げたところです。

今般、平成31年 2 月 5 日付で介護報酬改定に関するQ & Aが発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、

- 1) 当該Q & Aは平成31年 3 月末に、訪問リハビリテーション事業所の医師が自らは診察を行わずにリハビリテーションを提供した場合の取扱いに関する経過措置が終了すること等への対応となっております。
- 2) 添付資料は、日本医師会ホームページにも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

掲載先：日本医師会ホームページメンバーズルーム

「平成 30 年度介護報酬改定に関する情報」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/30kaitei/index.html>

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也

会長 島田昇二郎

(介 183)

平成 31 年 2 月 12 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

平成 30 年度介護報酬改定に係る Q & A のご案内について

(平成 31 年 2 月 5 日付)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日施行の介護報酬改定に係る省令、告示、通知につきましては、平成 30 年 3 月 26 日付日医発第 1198 号（介 154）等にて逐次ご連絡申し上げたところでございます。

今般、平成 31 年 2 月 5 日付で介護報酬改定に関する Q & A が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該 Q & A は平成 31 年 3 月末に、訪問リハビリテーション事業所の医師が自らは診察を行わずにリハビリテーションを提供した場合の取扱いに関する経過措置が終了すること等への対応となっております。日医ホームページのメンバーズルーム中、介護保険の「平成 30 年度介護報酬改定に関する情報」に掲載させていただきますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

【掲載アドレス】

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/30kaitei/index.html>

敬具

記

【日本医師会ホームページ掲載】

(Q & A)

○「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 8) (平成 31 年 2 月 5 日)」の送付について

以上



事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 5 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 8）（平成 31 年 2 月 5 日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日、「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 8）（平成 31 年 2 月 5 日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.8)

(平成 31 年2月5日)

【訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション】

○ 事業所の医師が診察せずにリハビリテーションを提供した場合の減算

問1 別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から 20 単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できるとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

(答)

含まれる。なお、応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、事業所の医師に情報提供を行う日が属する月から前 36 月の間に合計6単位以上(応用研修のうち、「応用研修第1期」の項目である「フレイル予防・高齢者総合的機能評価(CGA)・老年症候群」「栄養管理」「リハビリテーション」「摂食嚥下障害」及び「応用研修第2期」の項目である「かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実践」「在宅リハビリテーション症例」「リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害」のうち、いずれか1単位以上を含むこと。)を取得又は取得を予定していればよい。また、別の医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。

「平成 33 年3月 31 日までに適切な研修の修了等または受講を予定している。」

※ 平成 30 年 Q & A (Vol.1) (平成 30 年3月 23 日)問 60 は削除する。